

納税通知書（固定資産税・都市計画税）について

1 課税の根拠

地方税法・市税条例等の規定により、令和8年1月1日現在新発田市内に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）に対し、その所有者の方に課税します。

2 税率

固定資産税 1.4 / 100 都市計画税 0.2 / 100

3 免税点

資産別（土地・家屋・償却資産）の課税標準額の合計が、それぞれ下記金額に満たない場合、その資産の固定資産税は課税されません。
土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円

4 延滞金

納期限までに納入されない場合は、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）を適用します。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）。

※延滞金特例基準割合：当該年の前年に、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利として財務大臣が告示した割合に、年1%を加算した割合。

5 審査請求・固定資産評価審査委員会に対する審査申出

＜審査請求＞

(1)この処分について不服（価格についての不服を除く。）がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

(2)処分の取消しの訴えについては、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3)ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＜固定資産評価審査委員会に対する審査申出＞

(1)固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日（令和8年4月1日）以降、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（公示した日以後に価格決定又は修正があった場合は、決定又は修正の通知を受けた日から3か月以内）に、固定資産評価審査委員会に対して審査申出をすることができます。ただし、土地と家屋は、次の(2)のように年度により審査申出ができる場合が限られます。

(2)土地と家屋については、価格の見直しが3年ごとに行われます（評価替え）。評価替えが行われる年度（令和6年度）が基準年度となり、その価格（評価額）は原則として3年間据え置かれます。基準年度は全ての土地と家屋について審査申出が可能ですが、令和8年度は原則として価格（評価額）が令和6年度の価格（評価額）に据え置かれているため、審査申出をすることができるのは、次の場合に限られます。

○土地の地目の変更、土地の分合筆等があったとき。

○地価の下落によって修正された価格（評価額）に不服があるとき又は当該修正が行われるべきであることを申し出るとき。

○家屋の新築、増改築等があったとき。

○償却資産（※知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知した価格等に関する事項を除きます。）

(3)固定資産評価審査委員会の決定に不服がある場合は、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、取消しの訴えを提起できますが、価格に関する不服については、地方税法第434条第2項の規定により、審査申出及び審査決定の取消しの訴えによってのみ争うことができます。

6 納付方法

＜納付書で納付される方＞

納期限の日までに、新発田市役所（1階市民生活課・3階会計課・3階税務課収納係）及び各支所窓口、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」で納めてください。（※詳しくは、地方税共同機構の「地方税お支払サイト」のホームページをご覧ください。）

○納期限の日が未到来でも、各期ごとの納付書で一括して納付することができます。

○コンビニエンスストアでは、納付書1枚の金額が30万円を超える場合は納められません。

○納付書を紛失された場合、再発行しますので、3階税務課（固定資産税窓口）又は各支所窓口へお申し出ください。

＜口座振替で納付される方＞

納期限の日、ご登録された金融機関の口座から振替納付されますので、振替日の前営業日までに残高確認をお願いします。

○預貯金の残高不足等により口座振替ができなかった場合、後日納付書を送付しますので、納付書で納付してください。（※再振替は行っていません。）

○次に該当される方は、新発田市内にある下記金融機関等又は郵便局の窓口において、登録（変更）の手続きをお願いします。

①新たに口座振替による納付を希望される方

②登録されている口座振替先（金融機関・口座）の変更を希望される方

③口座振替による納付をやめて、納付書での納付を希望される方

○すでに口座を登録されていて一括振替（全期前納）を希望される方は、3階税務課（固定資産税窓口）へお申し出ください。（※次年度から適用となります。）

※相続等により新たに納税義務者となられた方、共有名義で持分や他の共有者に変更となられた方は、改めて口座登録の手続きが必要となります。

※登録（変更）の手続きには時間を要しますので、早めに手続きをお願いします。

口座振替の登録が可能な金融機関等

第四北越銀行、大光銀行、きらやか銀行、新発田信用金庫、新潟県信用組合、新潟県労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局、東日本信用漁業協同組合連合会の本店・各支店、北新潟農業協同組合の各支店

口座振替の手続きに必要なもの

納税通知書、通帳、通帳届出印

※新発田市外にある当該金融機関等の窓口には、申込み手続きの用紙がございませんので、新発田市税務課までご連絡ください。